

<p style="text-align: center;">市 民 税 退職所得にかかる 県 民 税</p> <p style="text-align: right;">納入申告書</p>											
<p style="text-align: center;">千葉県柏市長 あて</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 提出</p>										(受付印)	
年 月分				人員		人					
退職者氏名		柏市									
退職した年の1月1日の住所		柏市									
勤続年数		年		障害該当							
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市民税										
	県民税										
<small>(特別徴収義務者)</small> 〒 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称											
印											
<p>地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入につ いて申告します。</p>											

納入する際の記入要綱

- ①この納入書は、給与から天引きして収めていただく個人の市・県民税の月割額を、納入するときに使用していただくとともに、退職手当等に係る市・県民税の所得割額もあわせて納めていただく用紙になっています。
 なお、給与から天引きした月割額は「給与分」の税額欄に、退職手当等に係る所得割額は「退職所得分」の税額欄に各々記入してください。
- ②左の納入申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
- ③退職手当等の支払いを受ける者が、市・県民税の所得割のない場合には、納入申告書の記入は必要ありません。
- ④障害該当欄は、100万円の退職所得控除の適用を受けた場合に、○印をつけてください。

※払込金融機関等につきましては、「市民税・県民税特別徴収のしおり」又は柏市ホームページを参照してください。

納入金額の変更方法について

税額に変更が生じた場合は、2本線で抹消し、変更後の金額を記入のうえお使いください。(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください)

※ 申告書は、退職所得に係る市・県民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際に必ず記入してください。
 ※ 印刷はA4両面(横開き、左綴じ又は左へ開く形式)でお願いします。点線で切り取り、金融機関の窓口で納付してください。